

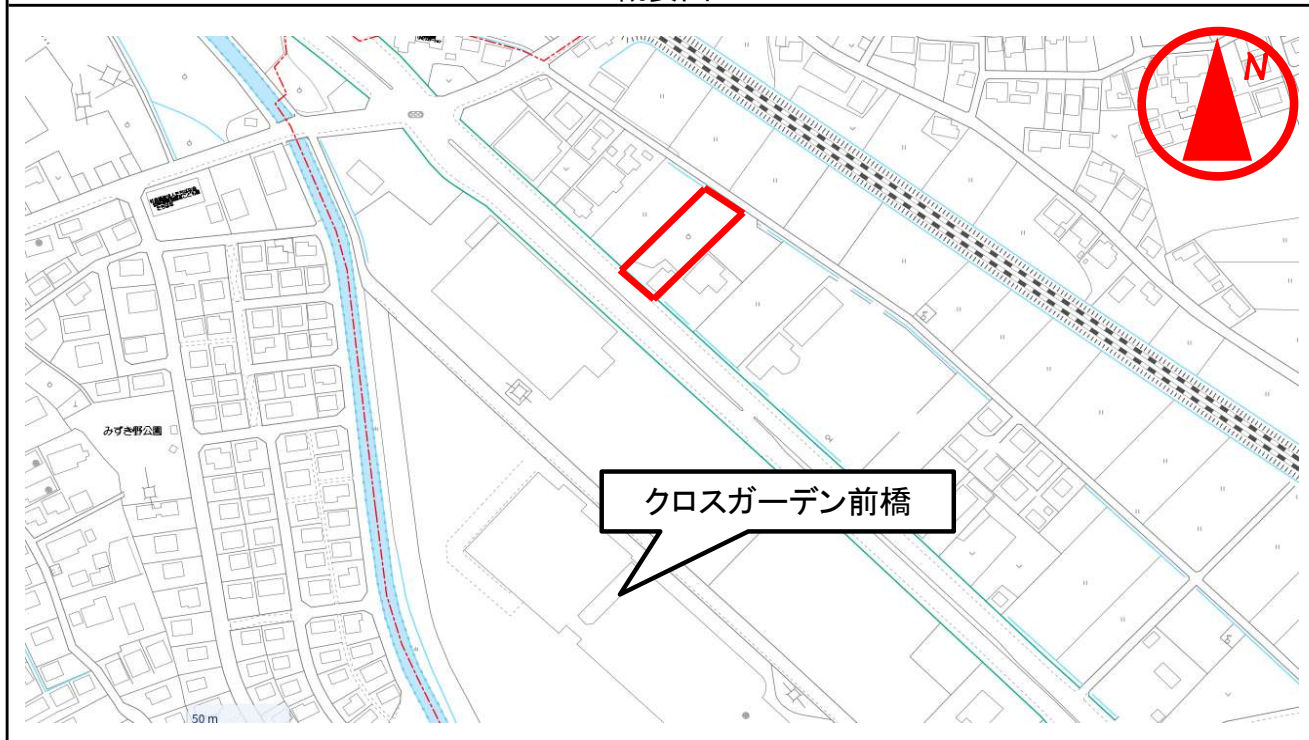
物 件 明 細 書			
売却区分番号	前橋市－3	見積価額	金9,470,000円
		公売保証金	金950,000円
財産の表示			
(土地)		(建物)	
1 所 在:前橋市小屋原町	2 所 在:前橋市小屋原町 380番地		
地 番:380番	家屋番号:380番		
地 目:田	種 類:倉庫		
地 積:1,410㎡	構 造:木造金属板ぶき平家建		
	床 面 積 :95.23㎡	(以上登記簿による表示)	
(見積価額内訳)物件1:3,500,000円、物件2:5,970,000円			
物件の位置	JR両毛線 駒形駅の南東方 約1.0km(直線距離)		
主な公法上の規制	都市計画区域	市街化調整区域	
	用途地域	－	
	特定用途制限地域	－	
	建ぺい率(指定)	70%	
	容積率(指定)	200%	
接道状況	南西側:幅員約25mの舗装県道に暗渠水路(用悪水路)を介して概ね等高接面 北東側:幅員約5.0mの舗装市道に開渠水路(用悪水路)を介して概ね等高接面		
物件の概況	地勢	概ね平坦 ※ただし、田部分との境は段差あり。	
	画地条件	間口 約22m 奥行 約63m	
	形状	概ね長方形	
	供給施設	水道:有り 下水道:なし 都市ガス:なし	
使用状況等	空き倉庫ですが、残置物が多数あります。		
特記事項	1 公売財産1～2は、一括公売とします。		
	2 農振法上、農用地区域内(青地)です。		
	3 土地見取図、建物見取図、家屋図面は参考です。現況と相違する場合は、現況優先とします。		
	4 公売財産は、前橋市農業委員会が発行する農地法3条による買受適格証明書が必要です。		
	5 前橋市農業委員会への買受適格証明書の申込期限は、令和8年10月15日(木)です。		
	6 所有権移転にあたっては農地法で規定する許可が必要です。		
	7 令和8年5月27日現在、使用収益を目的とする権利に関する農業委員会の許可はありません。		
	8 建物は全体的に老朽化しています。なお、本物件に関する農地転用許可等は不明です。		
	9 建物内に公売対象外の動産類等が多数あります。		
	10 敷地外南側に本物件に係ると思われる看板用の支柱がありますが、占有許可の有無等は不明です。		
	11 北東側隣接地との境界付近にある、塀及びフェンスが破損しています。		
	12 電気・給排水等の設備について動作確認はしておりません。		
	13 果樹が複数本植樹されていますが、耕作放棄状態です。また、雑草が繁茂しています。		
	14 接道に関しては、いずれも用悪水路を介するものであるため、占有許可を要する可能性があります。		
	15 本物件に関しては、建築確認が行われていない可能性があります。		
	16 未調査地であるため埋蔵文化財包蔵地に該当しておりませんが、開発を行う場合、内容によっては、文化財保護課からの調査のご協力をお願いする可能性があります。詳細は前橋市文化財保護課(027-280-6511)にお問い合わせください。		
注意事項	1 建物の再建築に関しては、前橋市建築指導課(027-898-6754)にお問合せください。		
	1 前橋市は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。		
	2 前橋市は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等についても、すべて買受人自身で行ってください。		
	3 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。		
	4 公売財産は、現状引き渡しとなります。市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。		
	5 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。		
	6 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金の納付及び農業委員会の許可があった時とします。なお、所有権取得後の財産の毀損・焼失等による損害は買受人の負担となりますが、他の法令等により制限のある場合は、これに従います。		
	7 土壌汚染や残存物などに関する専門的な調査は行っておりません。		
	8 公売財産について、関係公簿等を閲覧するほか、法令などの規制に関する関係各部署に確認及び現地を確認するなど、十分調査を行ったうえで入札してください。		
	9 権利移転に要する費用は買受人負担とします。買受代金納付後速やかに前橋市へ所有権移転の請求をするとともに、権利移転に伴う費用(登録免許税など)を負担してください。		
	10 前橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等は、公売へ参加することができません。		
11 公売不動産の入札等をしようとする者は、暴力団員等に該当しないことを陳述しなければ入札等をすることができません。			
その他事項	本物件は、消費税法上の混在財産です。 (消費税及び地方消費税の課税財産と非課税財産が混在した財産)		
問い合わせ先	前橋市役所 収納課 収納第四係 電話 027－898－6230(直通)		

公売財産周辺地の概要図および土地の見取図

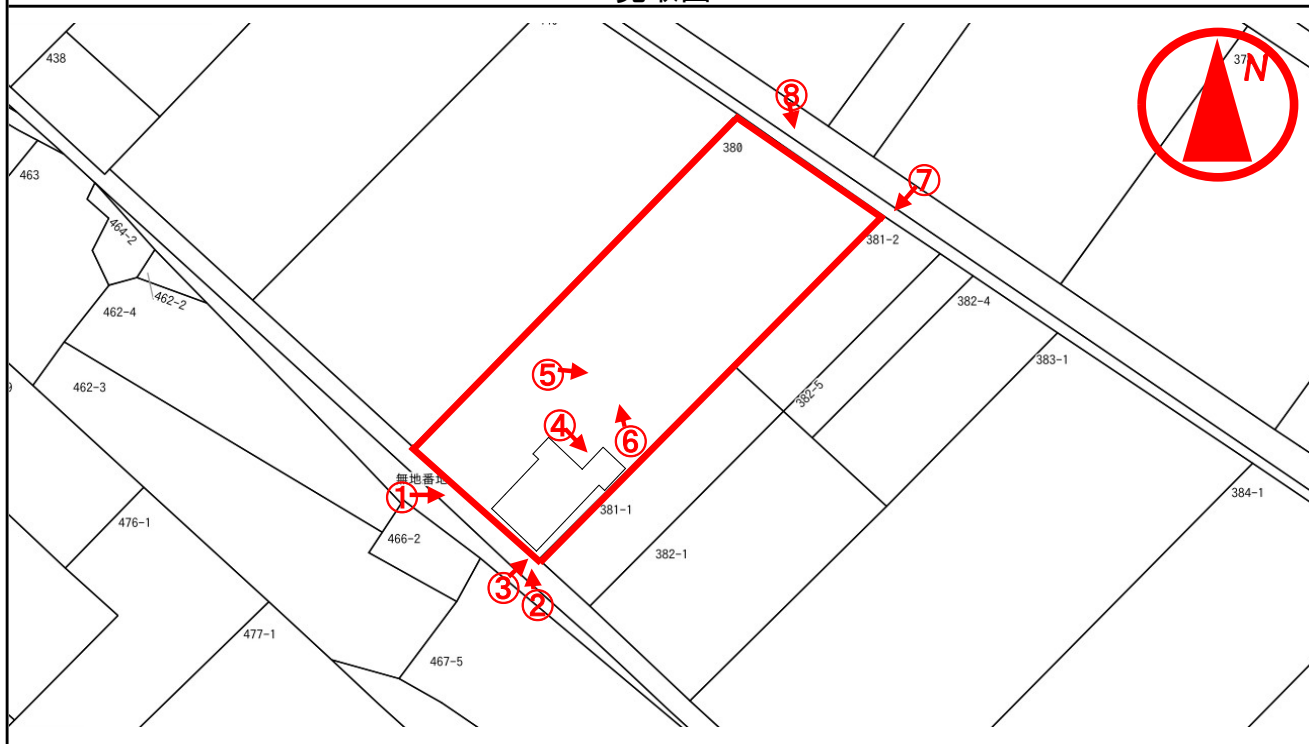
売却区分	前橋市
番号	-3

小屋原町380

概要図



見取図



建物の見取図

売却区分 番号	前橋市 -3
------------	-----------

建物の見取図



倉庫

トイレ

倉庫

間取り図（参考）

※見取図等は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものです。
実際と異なる場合があります。参考としてご覧ください。

売却区分
番 号

前橋市
-3

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



写真番号①



写真番号②



写真番号③



写真番号④



写真番号⑤



写真番号⑥

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



写真番号⑦



写真番号⑧



倉庫内



倉庫内



倉庫内



倉庫内

※写真上の枠線はおよその目安です。実際の境界を示すものではありません。



倉庫内



トイレ